

2020 年度特定機能病院監査報告書

－慶應義塾大学病院－

2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日までの 2020 年度の慶應義塾大学病院（特定機能病院）監査委員会（以下「監査委員会」という）における監査結果を以下のとおり作成したので報告する。

1. 監査の概要（方法及びその内容）

医療法施行規則第 15 条の 4 の 2 に規定される監査委員会として、慶應義塾が設置する監査委員会において管理者等からの報告に基づき、医療安全管理責任者、医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者、医療放射線安全管理責任者、感染制御部門等の業務を監査した。監査対象となる責任者、部門、委員会については、業務の執行状況等について 2021 年 8 月 30 日に開催した監査委員会において、当該担当者等から資料の提出及びに報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

＜監査項目＞

- 1) 医療安全管理部門について
- 2) 医療安全管理委員会について
- 3) 医薬品の安全管理について
- 4) 医療機器の安全管理について
- 5) 医療放射線安全管理について
- 6) 感染制御部門について
- 7) その他必要と思われる事項

2. 監査結果

監査委員会において、2020 年度における医療安全管理責任者、医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者、医療放射線安全管理責任者、感染対策運営委員会等の業務の状況等について審議した結果、医療に係る安全管理が適切に実施されていることを確認した。病院全体の体制としては整備されてきたので、さらなる内容の充実を図っていただきたい。

3. その他意見、提案事項等

- ・研修医のインシデント・アクシデント報告件数向上（2 件以上）のための

指導は上級医からも行っていただき、上級医自身が積極的に報告を行わなければならないという認識を高めることで医師の報告件数増加につながるよう努めていただきたい。

- 患者家族から、患者の死亡時は解剖を拒否したものの、しばらくしてから「あの時、解剖していれば死亡の原因究明ができたのではないか」という声を聞くことがある。特定機能病院として、積極的に患者家族に病理解剖を勧めていただきたい。また、患者家族の心情をおもんばかりながら、わかりやすく必要性を説明することができる医療者側の体制を構築していただきたい。
- これからオンライン診療が広がってゆかざるを得ないが、オンラインで行なわざるを得ない IC(インフォームド・コンセント)のルールを整備していただきたい。
- 全ての病棟に薬剤師が配置されたことは良いが、薬剤師の役割や、業務内容が十分確立されていない。医療者の病棟薬剤師の存在や業務の周知状況を確認し、患者さんへの関りを増やし、病棟薬剤師の重要性が増すよう、さらなる充実を行っていただきたい。
- 放射線の安全管理やリスクについて、主治医が患者への責任を担うことになっているが、放射線診断科医師や放射線技師にも専門家として患者に分かりやすく説明する等の積極的アプローチをしていただきたい。
- ICT (インフェクション・コントロール・チーム) 活動の成果として一部抗菌薬の使用量が減っていることは評価する。医療者の手指衛生について、医療を受ける患者さんと一緒に向上させることも一考である。さらなる積極的な取り組みを検討いただきたい。
- 新型コロナワクチン接種については、直近の接種状況を把握していただき、更なる充実をお願いしたい。

慶應義塾大学病院特定機能病院監査委員会

2021年9月24日

委員長	山口	徹
委員	市村	尚子
委員	中谷	比呂樹
委員	宮沢	忠彦
委員	山口	育子